

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年7月8日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

御殿場校外学習における事案について

熱中症事故等の防止及び新型コロナウイルス感染状況について

市立図書館小・中学生向け夏のイベント「図書館で夏休み」について

3 請願等審査

受理番号4 北綱島特別支援学校の「閉校計画と分校化の誤り」の検証に関する請願書

4 審議案件

教委第14号議案 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について

5 その他

令和4年7月8日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 御殿場校外学習における事案について
- 熱中症事故等の防止及び新型コロナウイルス感染状況について
- 市立図書館小・中学生向け夏のイベント「図書館で夏休み」について

3 その他

御殿場校外学習における事案について

6月25日(土)、横浜市立小学校の宿泊体験学習中に、5年生の個別支援学級の女子児童の行方が長時間にわたり分からなくなるという事案が発生しました。今回、当該児童は無事に保護されましたが、児童の命に関わる重大な事案であり、決して起こしてはならないことだと受け止めています。

そこで、7月1日付けで「事案概要」とともに「当事案の原因と考えられること」「校外学習実施時に徹底すべきこと」を第一報として全市立学校に通知し、その後、本事案の調査を進めてまいりました。本調査を踏まえ、全市立学校で再発防止に取り組んでまいります。

事案概要

令和4年6月25日(土)、横浜市立小学校の宿泊体験学習における富士山麓トレッキング活動当日に、体調不良児童が複数名発生したため、教職員の配置計画を変更することとなった。その結果、個別支援学級児童グループ5名の引率が3名から2名となった。

(参加児童103名、引率者11名(副校長、教員7名、ボランティア3名)、現地山岳ガイド3名)

個別支援学級の担任2名は、個別支援学級児童グループを引率し、トレッキングを開始した。トレッキング途中、児童の体力の状況から判断し、来た道を引き返すことにした。当該児童を含む児童3名が先頭を歩き、それに続いて担任2名が児童2名と手をつなぐ等の対応をしながら進んでいたところ、当該児童が走り出した。林道を外れて走り続けたため、担任は戻るように声をかけたが、当該児童が止まらなかつたので、姿を見失った。当該児童の行方が分からなくなり、複数の教職員で捜索したが見つからなかつたため、副校長が110番通報した。それを受け警察が捜索し、発生から約5時間後に当該児童を保護した。

1 当該児童 小学校5年生 女子児童(個別支援学級在籍)

2 引率及び関係者

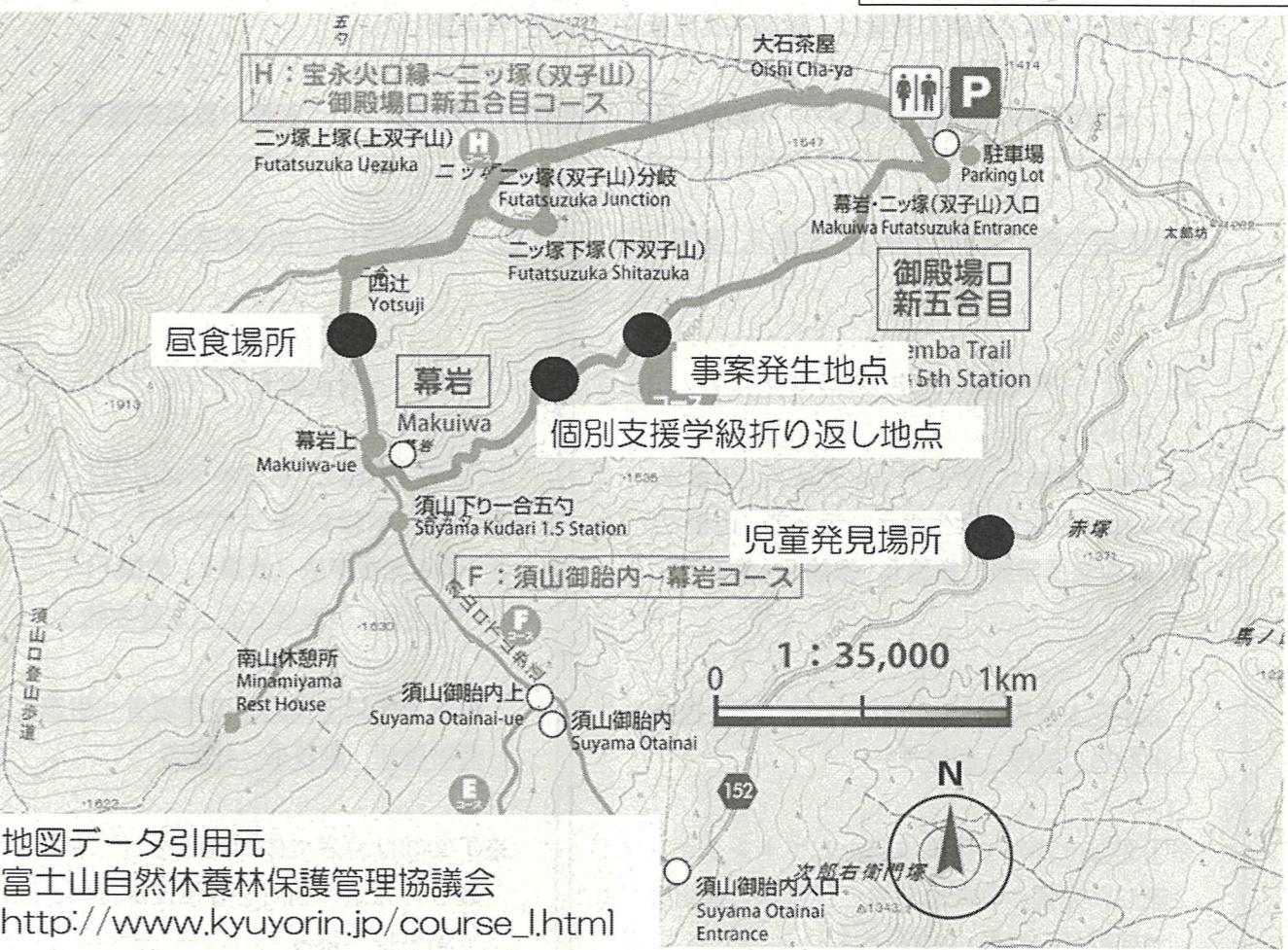
- 副校長(引率責任者)
- 主幹教諭A(5年1組担任、学年主任、計画立案責任者)
- 教諭C(5年2組担任)
- 教諭E(個別支援学級担任)
- 教諭G
- 山岳ガイド3名
- 主幹教諭B(教務主任)
- 教諭D(5年3組担任)
- 教諭F(個別支援学級担任)
- 学生ボランティア3名

※行事の写真撮影のために、カメラマン1名が同行

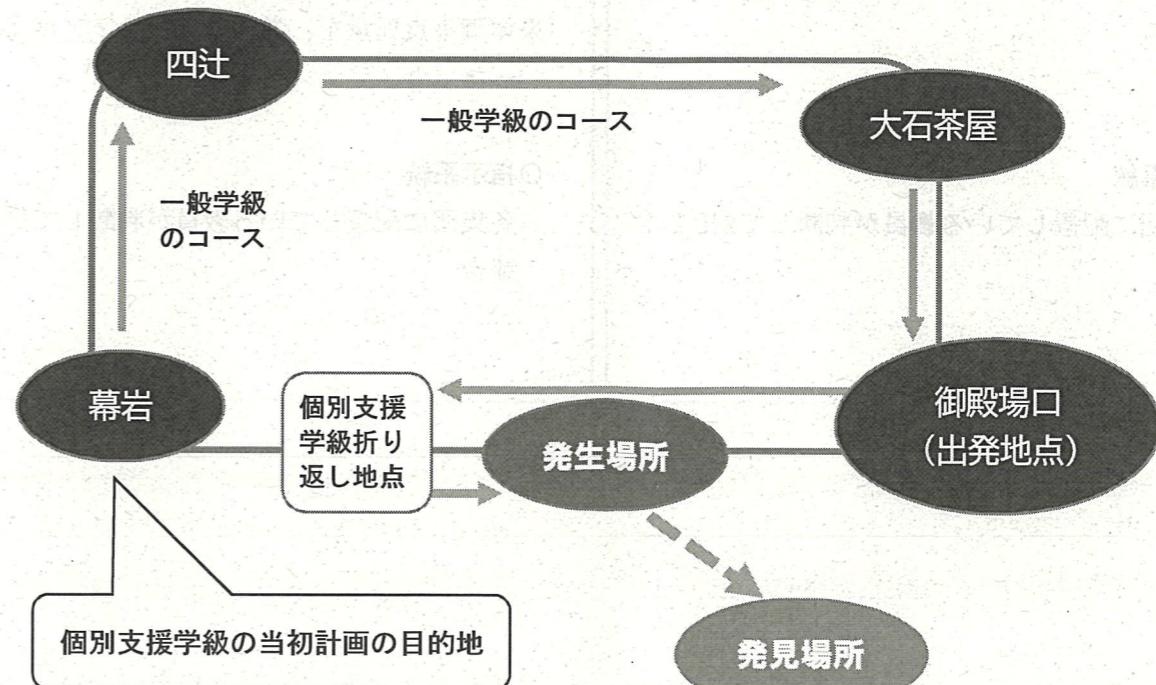
3 事故発生状況

- (1) 発生場所 静岡県 富士山御殿場口から幕岩の間の林道
- (2) 発生時環境 晴天
濃霧注意報、雷注意報が発表されていたが、霧はまったくでていなかった。
※山岳ガイドの助言で、トレッキングは問題ないとのことでの実施。
- (3) 当該児童の服装等 長袖シャツ、長ズボン、靴下、運動靴、帽子、リュックサック

4 活動場所



トレッキングコース概略図



5 教員配置・指示系統

※1組・2組・3組の児童は、体調不良児童を除き全行程実施した。

＜計画時の教員配置等＞

→ <実際の教員配置等>

<p>個別支援学級の引率は教諭 E、教諭 F、教諭 G の 3名</p>
<p>① 1組（主幹教諭 A、学生ボランティア、山岳ガイド） ② 2組（教諭 C、学生ボランティア、山岳ガイド） ③ 3組（教諭 D、学生ボランティア、山岳ガイド） ④ 個別支援学級（教諭 E、教諭 F、教諭 G）</p>
<p>・全体の1番後ろについていく係 主幹教諭 B ・御殿場口待機 副校長</p>
<p>※①②③は幕岩で体調確認をしてトレッキングが難しい児童の判断を各担任が行い、通信アプリで副校長へ報告</p>
<p>※体調不良児童が出た場合は、主幹教諭 B が連れて帰る</p>
<p>○指示系統 各集団に配置している教員が判断して副校長に報告</p>

個別支援学級の引率は教諭 E、教諭 F 2名となった

- ① 1組（主幹教諭 B、学生ボランティア、山岳ガイド）
- ② 2組（教諭 C、学生ボランティア、山岳ガイド）
- ③ 3組（教諭 D、学生ボランティア、山岳ガイド）
- ④ 個別支援学級（教諭 E、教諭 F）
- ⑤ 体調不良の児童 2名（主幹教諭 A）

・宿舎で体調不良児童の保護者へ引渡しと部屋の最終確認 副校長・教諭 G

※①②③は幕岩で体調確認をしてトレッキングが難しい児童の判断を各担任が行い、通信アプリで副校長へ報告

※登山経験豊富な主幹教諭 B は1組を引率した
※体調不良児童を、学生ボランティアが連れて帰った（カメラマンも同行）

○指示系統

各集団に配置している教員が判断して副校長に報告

6 当日の経過

時間	全体の動き	個別支援学級の動き	引率及び関係者の動き
9時20分	宿舎を出発	宿舎を出発	副校長、教諭 G が、宿舎の部屋の最終チェックと、体調不良児童 1名の保護者の迎えを待って引き渡すために、宿舎に残った。
9時40分	御殿場口から集合写真を撮ったクラスから順番にトレッキングを開始した。		
9時55分頃		個別支援学級児童と体調不良児童 2名が同じグループで主幹教諭 A、教諭 E、教諭 F と行動を開始した。	
10時39分		主幹教諭 A と体調不良児童 2名が個別支援学級のグループから離れて、休憩場所（大石茶屋）に向かった。	
11時04分	1組児童 4名が疲労等のため幕岩でトレッキングを中止し、休息と昼食をとった。		
11時20分	2組児童 2名が疲労のため幕岩でトレッキングを中止し、休息と昼食をとった。		
11時25分			体調不良児童 1名の保護者が宿舎に到着し、状況説明と引き渡しを行う。
11時30分			副校長と教諭 G がバスで御殿場口（出発地点）へ向かう。
11時31分		当該児童を含む個別支援学級児童 5名の体力や状況を確認して、副校長に報告し、幕岩まで行かず引き返すこととした。	
11時50分	1組が四辻手前で昼食をとった。		副校長と教諭 G が御殿場口（出発地点）に到着し、待機。
12時00分	2組が四辻手前で昼食をとった。	☆事案発生（後述）	
12時02分		教諭 E は当該児童が集団からはぐれたことを副校長に報告した。	
12時05分			副校長は御殿場口に待機していた教諭 G に捜索を指示した。
12時20分		教諭 G は個別支援学級児童 4名、教諭 E、教諭 F と合流した。教諭 G はそのまま捜索を行いつづけた	主幹教諭 A は御殿場口に移動し、体調不良 2名の児童を副校長に引き渡し、当該児童の捜索を開始した。
12時30分	3組児童 2名が体調不良等のため幕岩でトレッキングを中止し、休息と昼食をとった。		

時間	全体の動き	個別支援学級の動き	引率及び関係者の動き
12時35分		個別支援級児童4名と教諭E、教諭Fが御殿場口(出発地点)へ到着した。	
12時47分			副校長は現地警察に110番通報した。
13時00分	幕岩でトレッキングを中止した児童8名は御殿場口(出発地点)に向か、学生ボランティアと移動を開始した。(カメラマンも同行)		
13時04分			副校長は校長に連絡を入れた。
13時10分	3組児童は四辻手前で昼食をとった。		
13時35分	引き返した8名の児童は御殿場口に到着した。		
13時50分	1組児童は御殿場口(出発地点)に到着した。		
14時00分	2組児童は御殿場口(出発地点)に到着した。		
14時10分	3組児童は御殿場口(出発地点)に到着した。		
14時13分		校長は東部学校教育事務所指導主事に連絡を入れた。	
14時30分		教諭Eは当該児童保護者に連絡を入れた。	
14時40分	現地に副校長、教諭Fを残し、残りの児童・引率者はバスで横浜に向かった。		
15時00分		校長が学校に到着した。	
15時30分		児童支援専任教諭が学校に到着した。	
15時45分		指導主事1名が入校し、情報整理、連絡体制等について支援をした。	
15時50分		校長は現地に向けて出発した。	
16時12分		指導主事がもう1名入校した。	
17時12分	警察から副校長に当該児童を保護した旨の連絡が入った。副校長はパトカーで警察官とともに現場に向かい当該児童と対面した。		
17時29分		教諭Fは当該児童保護者に当該児童が発見された連絡を入れた。	
17時30分		校長は御殿場警察署に到着した。	
17時50分		校長は当該児童を御殿場警察署で引き取った。	

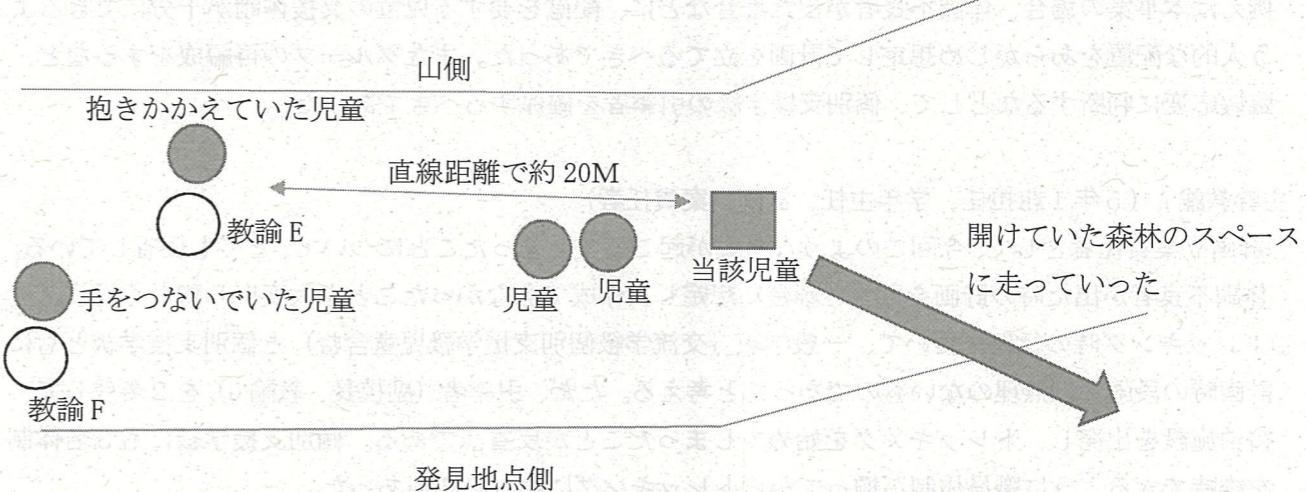
20時30分			校長が当該児童を保護者宅へ送り、保護者へ状況説明と謝罪を行った。
--------	--	--	----------------------------------

7 事案発生時の状況

発生前、教諭Eと教諭Fがそれぞれ別の児童(計2名)と手をつなぎ、その前を歩いていた児童3名は順番に交代で先頭を歩いていた。途中、教諭Eと手をつないでいた児童がそのまま歩き続けることが難しくなり、教諭Eがその児童を抱きかかえた。その時に、前方の3名の児童と一時的に距離ができてしまった。

○12時00分 事案発生

当該児童が先頭を歩いている時、歌を歌いながら急に笑顔で走り出した。道は左にカーブしているが、当該児童は右方向の森林の開けているスペースに向かって走った。教諭Eは「そっちじゃないよ、ダメだよ」と声をかけた。当該児童は振り返り、止まって笑ったのちさらに奥に走っていった。教諭Eは当該児童を追いかけようとしたが、抱きかかえていた児童の安全管理が十分できないと感じ、動けなかった。教諭Fも「ストップ止まって」と声をかけたが当該児童は止まらなかった。2名の教諭は児童4名とともに当該児童が林道から外れたポイントまで進み、周りを見渡したが見つかなかった。



○発見時の状況(副校長がパトカーの中で警察から聞いた内容)

- 富士山スカイラインを走っていた一般の方が道路わきの草むらに女の子が座っているのを発見した。
- 不審に思ったその方が車を止め、確認をした。
- その確認中にちょうどパトカーが通りかかり、パトカーが止まり、保護した。

○副校長と当該児童の対面時の状況

- 当該児童はパトカーの後部座席に落ちていた様子で座っていた。
- 「けがはないか」との副校長からの問い合わせにうなずいていた。
- 「お弁当を食べていない」「喉は乾いていない」と言っていた。
- 当該児童は個別支援学級とはぐれてから保護されるまでの説明ができなかった。
- リュックはもっていなかったが、発見された場所の近くに置いたと言った。
※その発言をもとに警察が探したが見つからなかった。
- 右足くるぶしのところに1センチくらいの擦り傷があり、出血はなかった。
- 警察署で警察官がけがに気付き、当該児童にどこでがをしたか聞いたが、本人はわからない様子だった。その後警察署で消毒、絆創膏を貼る処置をした。保護者には引き渡すときに、その擦り傷について報告した。

8 再発防止に向けた引率者の振り返り

(1) 副校長（引率責任者）

- 本事案において、管理職として、また引率責任者として子どもの安全、安心を守れなかつたことを深く反省している。
- 起ころるかもしれない事態の想定が不十分であった。トレッキング途中で引き返す児童がいることは想定していたが、道を外れてしまう児童がいることは想定できていなかった。そのため、児童が行方不明になつた時点で、引率責任者としての適切な指示をすぐに出すなどの対応ができなかつた。(例えば、本事案の場合、「個別支援学級グループはその場にとどまり、担任1名が探し、もう1名が児童とともに応援を待つ指示を出す」「速やかに警察に連絡する」等)
- 安易に自分が宿舎に残る判断をしてしまつた。引率責任者としては、宿舎チェックが伸びた段階で、宿舎チェックが終わるまで出発を遅らせる、ボランティアに宿舎チェックを任せるなどして、自分が現地のトレッキングコースで指揮をとるとともに、個別支援学級の引率3名体制を維持する必要があつた。
- 児童にとって初めてのトレッキング体験学習であり、職員も3年ぶりのトレッキング体験引率であつたことをしっかりと認識し、様々な想定を行い、慎重できめ細かい計画を立てる必要があつた。
- 例えば本事案の場合、体調不良者が出了場合などに、配慮を要する児童の支援体制が十分にできるよう人的な配置をあらかじめ想定して計画を立てるべきであつた。またグループの再編成をするなど、臨機応変に判断するなどして、個別支援学級の引率者を確保するべきであつた。

(2) 主幹教諭 A（5年1組担任、学年主任、計画立案責任者）

- 計画立案責任者として、今回このような事案が起つてしまつたことについて、とても反省している。体調不良者が出了時の計画をもっと綿密に想定し、作成できなかつたことを大変申し訳なく思う。
- トレッキング時の行程について、一般学級（交流学級個別支援学級児童含む）と個別支援学級とともに計画時の段階では無理のないものであつたと考える。ただ、引率者（副校長、教諭 G）を2名残して、宿泊施設を出発し、トレッキングを始めてしまったことが反省点である。個別支援学級にも3名体制を維持できるように職員体制が揃つてからトレッキングに臨む必要があつた。

(3) 個別支援学級担任（教諭 E、教諭 F）

- 今回の事案においては、猛省しかない。自分たちの判断力、危機管理意識のなさに、教師として悔しさを感じる。幸い児童は無事であったが、一步間違えたことを想像するだけでも、大きな怖さを強く感じた。保護者から、大切な子どもを預かる責任の重さを改めて感じた。
- 児童を追いかけなかつた一つめの理由として、初めて行く場所で、当該児童が担任から見えないところまで行くとは想定できなかつたことがある。普段学校では突発的な行動をとっても、担任の声掛けで静止することができ、今回も同じようにできると思つてしまつた。そこに児童理解と危機管理意識の甘さがあつた。
- 児童を追いかけなかつた二つめの理由として、出発時は、教員と児童が適切な間隔（約1～2m）を保つていたが、林道を進む中で、児童のペースに差が生れ、事案発生時には、教員が他の児童と手をつないでいる、あるいは抱きかかえている状態となり、追いかけることができなかつたことがある。今考えると、他の児童の安全を配慮しつつ、教員1名が他の児童をまとめ、1名が追いかけるべきであつた。また、当日の個別支援学級児童の状況を考え、引き返しをさらに早める判断が必要であつた

と感じる。

○個別支援学級だけで隊を組むことについては、一般学級と同じトレッキングコースとなると負担が大きく、挫折感情を植え付けてしまう可能性があつたため、林道のみのトレッキング（幕岩をゴールとして折り返す）計画は妥当であったと考える。しかし、結果としてこのような事案が発生したことについては、児童の列の前後を必ず挟む等、今後の指導を徹底する必要があると強く感じている。

9 校長見解

今回の事案は、体調不良等で計画に変更が出た際、責任者の配置を含めた適切な人員配置ができなかつたこと、体験学習という非日常の環境の中で、児童に対する危険予測ができていなかつたことが主な原因であると考え、今まで以上に綿密な校外学習の計画を立てる必要性を感じています。

現在、幸いにも児童は毎日登校し、元気に学習に取り組んでいますが、一つ間違えるととても恐ろしい結果となつていたことを思うと、改めて児童の安全・安心を守るということの責任の重さを感じております。今まで以上に心血を注いで児童の安全・安心を守る学校経営に努めています。

今回の件をしっかりと調査し、今後、いかなる状況でもこのようなことが起きないように、職員全員で情報を共有し、再発防止に努めます。そして、一日も早く児童・保護者をはじめ各関係者からの信頼を取り戻せるように努力し、安全、安心な学校づくりに邁進してまいります。

10 教育委員会事務局の対応

本事案が発生した後、6月27日(月)から29日(水)にかけて「既に校外学習を行つてはいる」あるいは「直近で行く予定のある学校」100校に対し、電話で注意喚起の連絡を行いました。また、「校外学習実施時に徹底すべきこと」については、令和4年7月1日付け教小企第1315号「校外学習中の児童生徒の安全確保の徹底について(通知)」で通知しました。(別添参照) 今後、本調査を踏まえて、8月末以降の校外学習実施に備え、夏季休業中に全市立学校に様々な場や方法で注意喚起し、全市立学校で再発防止に取り組んでまいります。

教小企第 1315 号
令和 4 年 7 月 1 日

学校長
校長代理

小中学校企画課長
特別支援教育課長
高校教育課長
方面別学校教育事務所指導主事室長

校外学習中の児童生徒の安全確保の徹底について（通知）

6月25日(土)に、横浜市立小学校での宿泊体験学習中に、個別支援学級の児童の行方が長時間にわたり分からなくなるという事案が発生しました。今回、当該児童は無事に保護されましたが、児童の命に関わる重大な事案であり、決して起こしてはならないことです。

学校の教職員は、教育活動で起こりうる危険から児童生徒を保護する義務(安全配慮義務)を負っており、事故の発生を防止するために十分な措置を講ずることや、危険な状態を発見すれば直ちに対応できるようにしておく必要があります。

各学校においては、安全確保の重要性を再認識するとともに、次に示す「事案概要」「当事案における原因と考えられる点」「校外学習実施時に徹底すべきこと」を、学校全体で周知・徹底し、緊急時の対応等について再度の確認をしたうえで安心安全な校外学習を実施してください。

当事案においては、今後、基本調査を実施し、検証を行い、再発防止策を検討する予定ですが、本通知は事案の第一報と注意喚起をするものです。

事案概要

横浜市立小学校の宿泊体験学習における山麓トレッキング活動当日に、体調不良児童が複数名発生したため、教職員の配置計画を変更することとなった。その結果、個別支援学級児童グループ5名の引率が3名から2名となった。

(参加児童 103名、引率者 11名(副校長、教員7名、ボランティア3名)、現地山岳ガイド3名)

個別支援学級の担任2名は、個別支援学級児童グループを引率し、トレッキングを開始した。トレッキング途中、児童の体力の状況から判断し、来た道を引き返すこととした。当該児童を含む児童3名が先頭を歩き、それに続いて担任2名が児童2名と手をつなぐ等の対応をしながら進んでいたところ、当該児童が走り出した。林道を外れて走り続けたため、担任は戻るように声をかけたが、当該児童が止まらなかったので、姿を見失った。当該児童の行方が分からなくなり、複数の教職員で捜索したが見つからなかったため、副校長が110番通報した。それを受け警察が捜索し、発生から約5時間後に当該児童を保護した。

なお、事案発生とほぼ同時刻に、トレッキングに不安を訴えた一般学級の児童8名が引き返すことになり、他にも引率者の配置変更などが発生していた。

1 当事案における原因と考えられる点

- (1) 体調不良児童が複数出て全体の引率者の配置を変更した際、個別支援学級児童の引率に本来3名つくはずの教職員を1名減らし2名とし、配慮をする児童の引率に必要な指導体制を確保せずに活動を進めたこと。また、体調不良児童が出た際の引率者の配置について、想定が十分でなかったこと。
- (2) 引率に関しては、児童の隊列の前後に教職員を配置して見守ることが基本であるが、児童の手を引いたり、荷物をもったりと、体調不良等の児童に付き添ったことで、隊列の先頭に児童を行かせてしまったこと。
- (3) 当該児童が隊列から離れ、走っていってしまった際、危険が想定される環境にも関わらず、日常の児童の様子から当該児童が隊列に戻ってくるものと考えてしまい、その他の児童の状況もあり、追いかけなかったこと。
- (4) 対応を判断、指示する者がはっきりしていない場面があり、トレッキング中に体調不良等で引き返して来る者が出た場合にグループの再編をするなどの対応ができておらず、その状況の共有と教職員の体制が十分でなかったこと。

2 校外学習実施時に徹底すべきこと

(1) 教職員の体制について

体調不良者等の対応が発生することなどを想定し、配慮をする児童生徒の支援体制が維持できるよう、人的な配置を工夫する。実際に体調不良者がいる場合は、事前の計画から適切に調整し、必要な変更を速やかに行うようにする。また、原則として、引率時には隊列の前後に引率者を配置する。

(2) 児童生徒理解に基づいた指導について

児童生徒の特性について十分理解し、校外学習の場面で想定される行動を事前に引率教職員等で共有する。校内における通常の配慮や指導でとどまることなく、非日常の状況下での危険を意識して指導にあたるようにする。

(3) 緊急時の対応について

緊急事態発生時には、周辺の環境や児童生徒の状況を踏まえ、児童生徒の健康・安全を最優先に考え、対応する。

(4) 指揮系統について

突発的、不測の事案に関して判断、指示する者を明確にし、共通理解を図った上で、統一した指示で動くようにし、その連絡体制・連絡手段の確認を行うようにする。

3 参考となる資料

- ・横浜市立学校行事に関する諸届等の取扱い要項(平成31年4月1日改正)
 - 「10 遠足(旅行)・集団宿泊的行事実施上の留意点」
 - 「学校行事実施届(第23号様式) (10)安全の確保のための確認事項」
 - 「学校行事実施届(第24号様式) (9) 安全の確保」
- ・小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説 特別活動編
 - 「遠足(旅行)・集団宿泊的行事 ②実施上の留意点」
- ・運動活動時等における安全の手引き(令和2年10月28日改正)
 - 「第1章 事故防止の基本的な考え方」「第2章 安全管理」「第4章 事故発生時の対応」

担当

小中学校企画課 671-3265

特別支援教育課 671-3958

高校教育課 671-3272

東部学校教育事務所指導主事室 411-0608

西部学校教育事務所指導主事室 336-3743

南部学校教育事務所指導主事室 843-6408

北部学校教育事務所指導主事室 944-5978

熱中症事故等の防止及び新型コロナウイルス感染状況について

1 学校生活における熱中症対策について

横浜市立学校において、令和4年4月22日から7月5日までの間に、19人が熱中症及び熱中症の疑いで救急搬送されています。特に、梅雨明けが発表された6月27日以降は9人搬送されており、暑くなるにつれて、今後も熱中症の被害が懸念されます。(搬送された児童生徒はいずれも軽症です。)

連日の高温に対応するため、6月29日に、熱中症予防について学校あて通知を行いました。

○ 6月29日の通知の主な内容（教健第1216号）

- ・「横浜市立学校 熱中症対策ガイドライン」を全教職員で確認し、環境条件の把握、暑熱順化、健康観察、水分補給、休息等について適切に対応
- ・児童生徒がマスクを着用している時は、表情が見えにくくなることに留意することが必要
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や身体の冷却、病院への搬送等、適切に対応
- ・暑さ指数(WBGT) 21°C以上の場合、屋内外に関わらず、体育の授業や部活動等運動時はマスクを外すよう指導
- ・登下校中は、熱中症のリスクを回避することが難しいことから、保護者の方、地域の方の理解や協力を得ながらマスクを外すよう指導
- ・熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、屋内外に関わらず、熱中症への対応を優先

※ 暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。【環境省 熱中症予防情報サイトより】

WBGT 21°Cの場合、気温は24~28°Cで、熱中症による死亡事故が発生する可能性があります。【(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より】

2 学校における熱中症予防とマスク着脱に関する保護者向け通知（7月7日教健第1273号）

熱中症対策を優先し、「屋外で距離を取って活動する場合には、マスクを着用する必要はないこと」、「登下校時はマスクを外すこと」など、マスクの着脱について、保護者の方の御理解と御協力を得るため、教育委員会で保護者向け通知を作成し、高等学校附属中学校を除く小・中・義務教育学校に発出しました。今後、学校を通じて保護者の方あてに通知します。

3 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

6月下旬からの市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者の感染者数も増加傾向にあります。

引き続き、市立学校では、「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底しています。

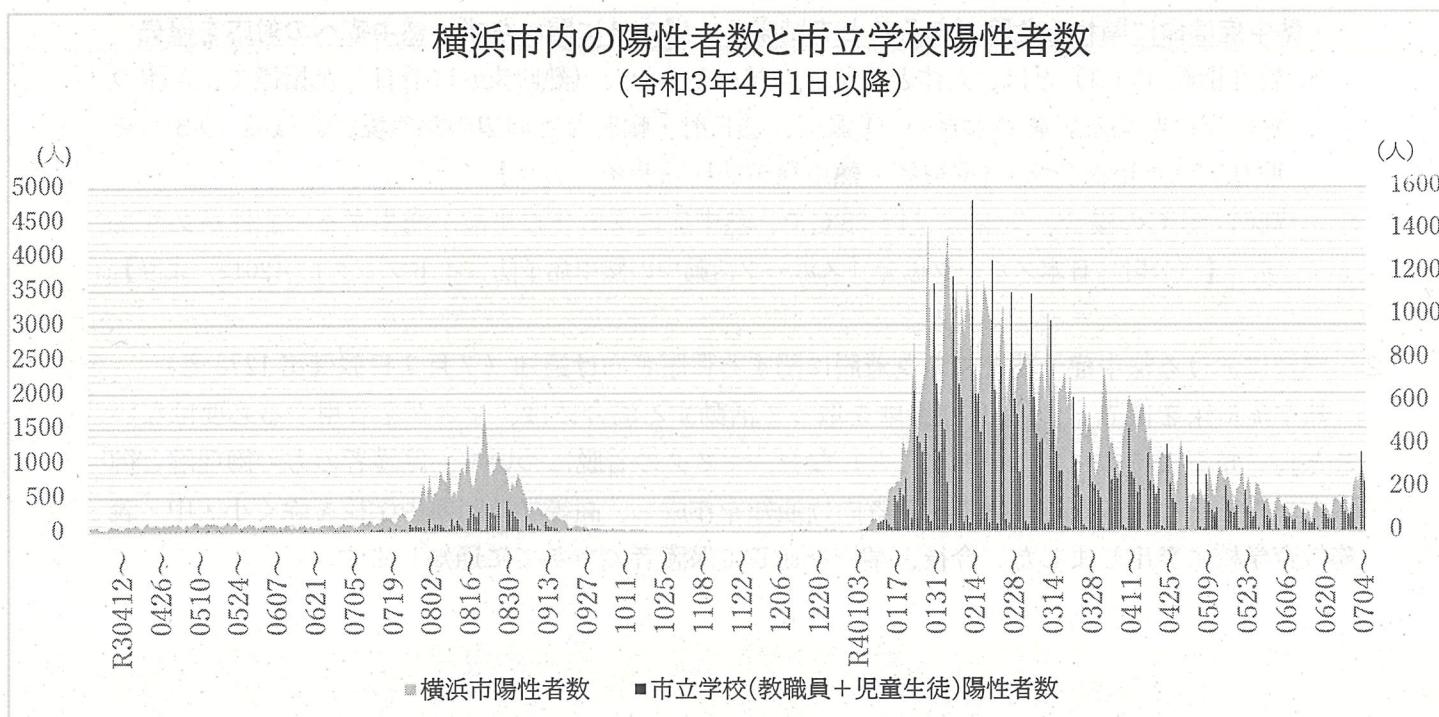
なお、市立小・中学校の学級閉鎖（一般学級）については、5月の大型連休以降、6月下旬までは0～8学級で推移していましたが、令和4年7月5日現在は14学級となっています。

学校関係者の感染者数（4月18日～7月5日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員	児童生徒	合計
4月18日～4月24日	64	1,148	1,212
4月25日～5月1日	25	896	921
5月2日～5月8日	33	661	694
5月9日～5月15日	43	650	693
5月16日～5月22日	33	627	660
5月23日～5月29日	27	536	563
5月30日～6月5日	18	327	345
6月6日～6月12日	22	337	359
6月13日～6月19日	17	286	303
6月20日～6月26日	25	351	376
6月27日～7月3日	50	511	561
7月4日～7月5日	18	580	598

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数
(令和3年4月1日以降)



市立図書館小・中学生向け夏のイベント「図書館で夏休み」について

横浜市立図書館 小・中学生向け夏のイベント

図書館で夏休み



横浜市立図書館では、夏休みに小・中学生向けのイベントを中心に、企画事業を多数開催します。自由研究の調べものや読書にチャレンジするなど、図書館でいつもと違う夏休みを過ごしませんか。

*実施期間

令和4年7月20日（水）～8月31日（水）

*実施図書館

横浜市立図書館18館

*主なイベント

(全館実施)

- ・夏の特別おはなし会
- ・企画展示&学年別ブックリスト配布
- 「読んでみようこんな本」

このほか各館で様々なイベントを開催予定
(詳細は裏面参照)



[全館実施]

夏の特別 おはなし会

[全館実施]

何を読んでいいかわからない人に！

「読んでみよう こんな本」

図書館おすすめの本を紹介



裏面あり

*各図書館で開催予定の小・中学生向けイベント

体験しよう

・お仕事体験（一日図書館員）

図書館の仕事を見学したり、カウンター体験ができます。
(開催館によって内容が異なります)

▶旭・泉・神奈川・金沢・栄・都筑・鶴見・
保土ヶ谷・南・山内

・ボランティア体験

本棚整理やレファレンスなどの体験ができます。
(開催館によって内容が異なります)

▶金沢・港南・瀬谷・緑

調べものを相談しよう

自由研究のテーマ探しに、調べ方がわからない時に、図書館の司書がお手伝いします。
楽しく調べ方を学ぶ講座も開催します。

- ▶ 図書館で調べ学習にチャレンジ！(中央)
- ▶ これならできる！自由研究(中央)
- ▶ めざせ！図書館マスター(中)
- ▶ 調べもの応援 ぶっくまおやこからの挑戦状(緑)
- ▶ 調べもの応援 レファレンスデスク(緑)
- ▶ 百科事典を楽しく使ってみよう(山内)
- ▶ 夏休み調べてさがして！ 山内図書館で夏休み(山内)

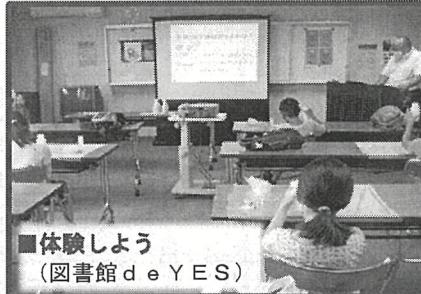
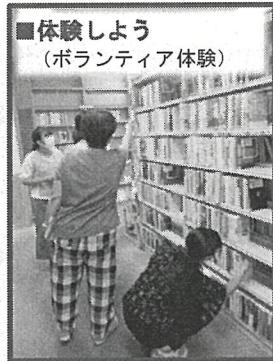
見て学ぼう(企画展示)

子どもと楽しめる企画展示も開催！

- ▶ 外来生物について知ろう！(旭)
- ▶ 図書館で花火大会(泉)
- ▶ 日吉台地下壕パネル展示(港北)

- ▶ オットー・ウベローデの絵でめぐるグリム童話の世界(磯子)
- ▶ ヨコハマの環境を知ろう！クイズパネル展示(神奈川)
- ▶ プロ野球選手のこの1冊(金沢・栄)
- ▶ 生きもののつながりクイズパネル(中)

*過去のイベントの様子



詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

横浜市立図書館

検索



中央図書館企画運営課運用担当

安部、齊藤

TEL : 045-262-7334

横浜市教育委員会会議
教育長 鯉 渕 信 也 様



受理番号 4

2022年5月16日

北綱島特別支援学校の「閉校計画と分校化の誤り」の検証を求めます(請願)

北綱島特別支援学校を存続させる会
代表 福田美智代
連絡先 〒223-0061 横浜市港北区日吉 [REDACTED]
電話・FAX [REDACTED]

貴職におかれましては、日頃より、障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するため
に、ご尽力のことと存じます。

2022年2月18日横浜市議会本会議で、上菅田特別支援学校の北綱島分校を同年4月
に本校に戻す「横浜市立学校条例の一部改正」案が全会一致で可決され、この4月から北
綱島分校は本校に戻りました。

しかし、私たちは本校に戻ったと手放しで喜んでいません。それは、横浜市教育委員会事
務局のこれまでの対応と説明によるものです。

2015年9月北綱島特別支援学校の閉校計画が公表され、何も知らされていなかった私
たちは驚きました。閉校され、はるかに遠い左近山、上菅田に通うことが示されたのです。

疲の吸引などの医療的ケアのある子どもたちは、長時間のスクールバス通学には耐えら
れません。まして通学中に吸引が必要で、スクールバスに乗れない自家用車通学の子ども
たちの中には、運転する保護者が途中で車を止めて吸引等をしながら通っていることもあり
ました。長時間通学を求められることは、生命の危険も伴う問題でした。とても子どもたち
や保護者のことを考えての計画ではありませんでした。

しかし、当時の横浜市教育委員会事務局は、2017年5月13日保護者説明会で、「場合
によっては自宅での訪問指導という形もある、学校に行けなくなっても決して教育を受ける
権利を奪うとは私たちは解釈していません」と説明しました。余りにも教育への理解がな
いことと人権意識のなさに驚くばかりでした。

他にもまだまだあります。保護者説明会で質問に黙り込んだり、持ち帰ると言って引き延
ばした上、的外れな答えで返されたりするなど、保護者があきらめるのを待っているのかと
れる対応でした。とても「丁寧に対応する」などといったものではありませんでした。

市教育委員会事務局の説明は、横浜市教育委員会会議定例会や臨時会、横浜市議会
常任委員会、本会議でも事実が伝えられておらず、本校に戻すための説明も同様です。

横浜市教育委員会事務局は、医療的ケアの子どもたちの生命を支えることがどんなに大
変であるのか十分に理解していないために「閉校計画の誤り」を認めようとせず、保護者
は、「北綱島特別支援学校の存続」そして分校になってからは本校に戻すために、心身とも
に大変苦しい思いで取り組んできました。

二度と過ちを繰り返さないように、第三者を交えた検証委員会を設置して、医療的ケア
の子どもたちの生命の危険を伴う「閉校計画」がどうして作成されたのかを中心に、検証す
るようお願いいたします。

<横浜市教育委員会会議での「請願の陳述」を希望します>

この度の請願は、市教育委員会事務局(市教育長が統括)への請願ではなく、横浜市教育
委員会会議(市教育長と5人の教育委員で構成)への請願です。市教育長と5人の教育委
員の合議・審査によって、「採択」「不採択」等の決定がされます。

横浜市教育委員会会議規則の第37条に「委員会が認めた場合、教育長が定めた時間
内において事情を述べることができる」と記載しております。

他の自治体の教育委員会会議規則においても、「請願の陳述」については、横浜市と同
様の記載ですが、「陳述の申し出」をすれば、「一定の時間内で陳述」しています。

神奈川県教育委員会会議(5分以内)、川崎市教育委員会会議(10分以内)、藤沢市教育
委員会会議(5分以内)、鎌倉市(5分以内)、大和市(5分以内)、綾瀬市(5分~10分
程度)、名古屋市(5分以内)、町田市(10分以内)等から「運用の報告」を受けています。

横浜市の1年間の「請願」等の数は、特に多くはありません。ぜひ、横浜市教育委員会会
議において、「請願の陳述」を希望しますので、お願いいいたします。

神奈川県教育委員会会議、川崎市教育委員会会議、藤沢市教育委員会会議、鎌倉市教育
委員会会議、大和市教育委員会会議、綾瀬市教育委員会会議等と同様に、横浜市教育
委員会会議でも「請願の陳述」を認め、その後「請願の審理」をお願いいたします。

他の教育委員会会議の「意見陳述申出書」を参考までに添えています。

意見陳述申出書

年 月 日

藤沢市教育委員会教育長様

申出者 住所

ふりがな
氏名

電話番号

請願「

について、意見陳述をしたいので申し出ます。

「意見陳述申立書」【記入例】

提出年月日を記入して下さい。

20〇〇年〇月〇日

意見陳述申立書

町田市教育委員会教育長様

提出年月日を記入して下さい。

住 所 町田市森野2丁目2番22号
連絡先 〇〇〇(〇〇〇)△△△△
氏 名 ●●〇〇

20〇〇年〇月〇日付で提出した請願について、請願の事情を町田市教育委員会の会議において述べたいので、町田市教育委員会会議規則第30条の2第2項の規定に基づき、下記の通り意見陳述の申し立てをします。

記

1. 請願の題名

* * * * *に関する請願

2. 陳述希望年月日

20〇〇年〇月△日

教育委員会会議開催日

3. 陳述希望時間

10分

10分以内として下さい。

以上